

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 4 9 1

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 新型コロナウイルスに関する介護保険最新情報について
- 介護保険事業者の指定について
- 長野市高齢者サービスガイドへの広告掲載事業者募集について【別紙1】
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

新型コロナウイルスに関する介護保険最新情報について

新型コロナウイルスについて、厚生労働省老健局から下記のとおり介護保険最新情報が出ております。

内容につきましては長野市高齢者活躍支援課のホームページに掲載してありますので、ご確認の上対応をお願いします。

長野市ホームページ (<https://www.city.nagano.nagano.jp/>) 参照
長野市トップページ → 組織でさがす → 保健福祉部高齢者活躍支援課
→ 介護保険事業者の皆様へ → 感染症・熱中症予防

【介護保険最新情報 vol. 770】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第2報)

【介護保険最新情報 Vol. 771】

①認知症対応型共同生活介護事業所、②有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について

【介護保険最新情報 vol. 772】

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

【介護保険最新情報 vol. 773】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第3報)

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和2年3月1日付け指定分

□（介護予防）特定施設入居者生活介護

介護保険事業者番号	2070107343		
事業所名称	ソラーナ上町		
事業所所在地	長野市吉田一丁目14番33号		
事業所電話番号	026-217-2193	事業所FAX番号	026-217-2194
開設者の名称	合同会社陽だまり		
利用定員	24人	事業実施形態	有料老人ホーム

長野市高齢者サービスガイドへの広告掲載事業者募集について

市では、財政構造改革プログラムに基づき、新たな自主財源確保と地域経済（地元企業など）の活性化を図るため、有料広告掲載事業を行っています。その一環として、「令和2年度版 長野市高齢者サービスガイド」へ民間企業等の広告を有料で掲載します。

広告は、長野市が定める基準に基づいて掲載するものですが、掲載内容及び広告主は長野市が推奨等するものではなく、また内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

○広告の範囲について

次のようなものは掲載しないこととします。

- ・法令や公序良俗に反するもの
- ・市の公共性・中立性・品位を損なうもの
- ・風俗営業・政治活動・宗教活動・意見広告・個人の宣伝に係るもの
- ・青少年の健全な育成を阻害するもの
- ・市長が適当でないと認めるもの

広告を掲載する際には、市役所内に設置された広告審査委員会で、掲載が可能かどうか十分に審査し、決定します。

詳細については、【別紙1】をご覧ください。

○有料広告掲載を希望する場合

令和2年3月19日（木）までに、次の広告代理店に直接お問い合わせください。

株式会社 アサヒエージェンシー

・電話番号 026-233-2222

・ファクス番号 026-238-0022

・Eメールアドレス suzuki.n@asahi-agency.com

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を 全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円 を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万 円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資 産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていな い。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事 業」 (左欄)を利用してなお生計の維持 が困難な人で、以下①または②のい ずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉 年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用 料を減額しなければ生活保護法の 「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次の サービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応 型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応 型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合 型サービス、介護福祉施設サービス*、介護予 防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型 通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通 所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞 在費）については、介護保険制度における特定 入所者介護（予防）サービス費（負担限度額） が支給されている場合に限り対象となります。 ※この利用者負担軽減は、すべての社会福祉 法人が行っているわけではありませんので、 軽減を行っているかどうかは、サービス提供 事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課サービス担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	① 申請書 ② 家計状況申出書 ③ 同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名と押印)(申請書の裏面にあります) ④ 世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤ 年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥ 健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介護保険課サービス担当宛てに郵送してください。

提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。
------	--

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 サービス担当
TEL 026-224-7871（直通）



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当
電 話：026-224-7871（直通） / F A X：026-224-8694
Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp